

き、手当給を本給に變更すべく、本案を提出するものがある。

実行方法

- 一 研究会その他会合に於て主旨を徹底せしめること。
- 二 分會のある所としては支部と協力して直ちに此の問題に就いて意見を交換し、職工大會を開催せざるやう努力すること。
- 三 未組織工場に對しては、本部と支部と協力して調査及宣傳を行ふこと。
- 四 要求書提出の場合の要求個條とするにこと。

屋外労働者保護立法要求に關する決議案

自由労働班提出 説明者 山中兵太郎

決議

本大會は、屋外労働者の保護に關する立法を獲得して、悲惨なる現状を革正せんことを期す

理由

過去及現在を通じて最も虐げられてゐるものは屋外労働者である。然し屋外組織労働者に於ては工場法施行令等にて保護せられてゐる。然し屋外労働者も同一労働者である以上、当然保護立法を要求せねばならぬ。よつて本案を提出するものである。

実行方法

- 一 他組合と提携して屋外労働者の保護立法の制定を政府に要求すること。
- 二 工場に属する屋外労働に對して工場法の適用を迫ること。
- 三 関東労働組合會議に提議してメーデーの標語とすること。